

議 事 日 程 （ 第 1 日 ）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議会改革推進に関する事務調査について（議会改革推進委員長報告）
- 第6 同意第4号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任について（町長提出）
- 第7 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度北方町一般会計補正予算（第5号））（町長提出）
- 第8 議案第47号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第9 議案第48号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第10 議案第49号 北方町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第11 議案第50号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第12 議案第51号 北方町墓地の設置に関する条例制定について（町長提出）
- 第13 議案第52号 北方町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第14 議案第53号 工事請負契約の締結について（町長提出）
- 第15 議案第54号 令和6年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについて（町長提出）
- 第16 議案第55号 令和6年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについて（町長提出）
- 第17 議案第56号 令和6年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについて（町長提出）
- 第18 議案第57号 令和6年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第19 議案第58号 令和6年度北方町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めるについて（町長提出）
- 第20 議案第59号 財産の無償譲渡及び無償貸付について（町長提出）
- 第21 協議第2号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止について（町長提出）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで

出席議員 (9名)

1番	古野裕美子	2番	朝日智哉
3番	河村正通	4番	石井伸弘
6番	杉本真由美	7番	安藤哲雄
8番	鈴木浩之	9番	安藤浩孝
10番	井野勝巳		

欠席議員 (なし)

欠員 (5番)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務危機管理課長	木野村英俊	政策財政課長	浅野浩一
税務課長	濱口晴美	住民保険課長	臼井誠
福祉子ども課長	北中龍一	健康推進課長	横田紀彦
都市環境課長	宮崎資啓	上下水道課長	木野村和明
教育総務課長	郷展子	学校教育課長	山路康代
会計室長	高崎健一		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	平工峻也
議会書記	石崎啓明		

○議長（井野勝巳君） では、改めましておはようございます。

12月に入って何とか、気ぜわしくなりましたが、全員御出席をいただきましてありがとうございます。御苦労さまでございます。

また、10月に行われました衆議院議員選挙におきましては、政権与党が大敗いたしました。各党、野党のほうが議席を伸ばしたという結果になりましたが、これから国会運営についていろいろと注目をしてまいりたいと思います。

それでは、ただいまから令和6年第6回北方町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定において、議長において、6番 杉本真由美君及び7番 安藤哲雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（井野勝巳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの11日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの11日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（井野勝巳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から、例月出納検査の結果、岐阜県町村議会議長会などの報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（小島伸也君） それでは、9月定例会以降の報告をさせていただきます。

9月18日、10月16日、11月20日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計、下水道事業会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった旨の報告がありました。

次に、行政監査の結果についてであります。

10月2日、保健センターが行っている業務の内容と成果、課題について及び上下水道課の備品

管理、工事検査、ふれあい水センターの管理について監査を行いました。意見としては、保健センターの建物の老朽化が進んでおり、修繕は優先順位を鑑みながら計画的に行ってほしい。また、管理栄養士などの専門的な資格が必要な職員が辞めたり、長期に休んだ場合に備える手段を検討しておいたほうがよいと思われる旨の報告がありました。また、上下水道課に関しては、備品管理、工事検査、ふれあい水センターの管理については、これまで監査等で説明を受けてきたことを視察によって確認できた。工事などは新しい技術や材料が開発されており、今後も引き続き費用や耐久性について効率のよい方法を研究してもらいたい旨の報告がありました。

次に、随時監査の結果についてであります。

11月6日、教育委員会所管施設における施設運営、設備管理、現金管理、人員配置等について監査を行いました。意見として、まず総合体育館と生涯学習センターについては、使用料の納付について、条例では前納することになっているが、後払いしているケースが見受けられ、条例に沿って前納に努めるか条例を直すべきであると思われる。次に、現金管理については、現状から改善する点があると考えられるため、今後トラブルが発生しないよう徹底した管理が行われることが望ましい。また、ホールの技術職の職員の持っているノウハウ等を継承する方法を検討すべきであることや、公共予約システムの導入に向けた研究を進めてもらいたい等の意見がありました。次に、図書館については、書籍の購入や除籍を適切に行っており、館内においても特設コーナーや利用者のリクエストによる書籍の購入など、親しみやすい環境をつくっていると感じられた。今後も限られた費用やスペースでできる図書館ならではの事業を推進していただきたい旨の意見がありました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

10月8日、第75回定期総会がホテルグランヴェール岐山で開催されました。自治功労者表彰、会務の報告、令和5年度決算報告、令和6年度予算の報告、国・県に対する提言事項等の協議がありました。総会終了後に正副議長研修会が行われ、「地方議会の改革となり手不足問題」と題し、毎日新聞論説解説委員の人羅格氏による講演が行われました。なお、副議長の安藤哲雄議員がこの会で自治功労者として表彰されました。

次に、12月2日、令和6年度第3回評議員会がOKBふれあい会館にて開催されました。評議員会では令和7年度岐阜県町村議会議長会の事業、会費などについて原案のとおり可決し、定期総会にて採択した国・県に対する要望活動等について報告がありました。

続いて、西濃環境整備組合議会についてであります。

10月7日、令和6年第2回西濃環境整備組合議会定例会が開催されました。

初めに、正・副議長の選挙があり、議長に大垣市議長の空英明氏が選ばれ、副議長に同じく大垣市副議長の長谷川つよし氏が選ばれました。

次に、認第1号 令和5年度西濃環境整備組一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入18億1,458万4,328円、歳出15億4,659万9,062円、差引残額は2億6,798万5,166円となるものです。

この決算認定は、原案のとおり可決されました。

続いて、配付物の関係であります。

受付順に、令和7年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い、学校教材（備品）の計画的な整備促進についてのお願い、臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情の写しを配付しておきました。

以上、報告いたしました会議等の資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思います。以上です。

○議長（井野勝巳君） 続いて、議員派遣1件の報告を求めます。

総務教育常任委員会の視察研修の報告を求めます。

総務教育常任委員長 杉本真由美君。

○総務教育常任委員長（杉本真由美君） 皆様、おはようございます。

それでは、総務教育常任委員会の研修報告をいたします。

詳細につきましては、別添の議員研修報告書のとおりでありますので、ここでは簡潔に報告させていただきます。

まず、9月30日に高山市宮中学校、学びの多様化教室にじ色を訪れました。不登校などの生徒が多様な学習ができる新たな居場所として、今年の4月に開始された施設であります。ここでは、誰かに合わせるのではなく、あなたが選べる新しいスタイルの居場所、学びの場というコンセプトで設立され、定員は15名程度、飛騨地区全域より入室が可能であるということでした。市が費用を出してカウンセラーを配置するなど、市独自の政策もあり、課題も共有できる部分があるなど、これからの不登校生徒の対応に大変参考になると感じた研修になりました。

次に、10月1日に高山市図書館煥章館で館長さんにお話を聞いてきました。指定管理で管理や事業を行っている市図書館は、報告書にあるとおり、柔軟な発想で対象の年代も広く様々な事業を行っており、さらに今後も図書館ができる市民サービスを充実させようとした熱意に大変感銘を受けました。特に高齢者への支援事業が充実していたり、図書館内に飲食も可能なファミリースペースを作ったりと、多くの市民の方が図書館を利用できるように工夫されていることに、こういうことも図書館でできるんだという感心をいたしました。もちろん建物の大きさや予算規模など北方町とは違うのは承知しておりますが、報告書でも書いたとおり、北方町でも何かできるのではないかと考える図書館の可能性を感じた研修になりました。

以上で総務教育常任委員会の研修報告を終わります。

○議長（井野勝巳君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（井野勝巳君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） おはようございます。

令和6年第6回北方町議会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて全員の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

行政報告の前に、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

早いもので、今年も残すところあと1月足らずとなりました。今年も大変暑い日が続きました。岐阜でも35度以上の猛暑日が過去最多の43日を記録したとのことで、統計を開始して以来135年で最も暑い夏となったとのことであります。

一方、ここ最近の急激な冷え込みに、秋を通り越え、夏から冬に急変した感覚を覚えます。本当に味わいある日本の四季がなくなりつつあることをわびしく思うこの頃であります。

さて、第2次石破内閣が発足し、政権運営が本格的に始動いたしました。少数与党での対応が注目される中、新たな経済対策に所得税の壁、いわゆる103万円の壁の引上げが明記されました。さらに、先週の金曜日、29日には、石破首相が所信表明演説において2025年度の税制改革で引上げを実施すると明言したことで、引上げが確実となったところであります。

懸念しますことは、仮に所得税と個人住民税の基礎控除額を今要望されている75万円の引上げで178万円を所得控除すれば、地方は住民税と交付税合わせて5兆円を超える減収になると試算をされており、当町におきましても3億円ほどの減収となります。これを経常収支比率に換算すると、令和5年度決算ベースで7ポイント程度悪化することになり、到底黙って見過ごせるような金額ではありません。当然、減収分は特例交付金などで補填されと考えますが、恒久的な代替財源として確保されない限り、地方自治体は予算編成に支障を来し、いずれは死活問題となることが明らかと考えます。

ゆえに、国会においては、慎重かつ建設的な議論を重ねていただき、地方に負担を強いることなく、また何より将来世代に負担のツケを回すようなことがないよう、与野党ともに真摯に向き合い、よりよい制度改正となることを強く望んでいるところであります。

また、アメリカでは大方の予想どおりにトランプ元大統領が返り咲きました。現職で再選できなかった元職の復帰は、19世紀末のグローバー・クリブランド第22代、24代大統領以来132年ぶり2人目ということで、また78歳での当選は史上最高齢とのことであります。

自国主義、排他主義、また外交政策は予測不可能のトランプ大統領でありますから、関税や貿易等に関する施策におきまして、米国第一主義がさらに強化されることが見込まれます。アメリカがくしゃみをすれば日本は風邪を引くと言われますが、日本はもとより世界中に様々な影響を及ぼすことは間違いなく、世界規模で新たな混乱が生じることが懸念されます。

いずれにしても、日本は大統領が誰になろうとアメリカとの同盟を堅持するほかないわけでありませんが、トランプ大統領には世界規模での世情不安をこれ以上かき立てることのないよう切に願わざるを得ないところであります。

それでは、行政報告をさせていただきます。

報告は1件で、令和6年第2回岐阜地域児童発達支援センター組合議会の定例会であります。

会議は、過ぐる10月25日午前10時から岐阜市役所の6階大会議室で開催されました。

議案審議の前に議長選挙が行われ、慣例により黒田育宏岐阜市議会議長が選出されました。

続いて、議案審議が行われ、第4号議案 令和5年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計歳入歳出決算の認定についてが上程されました。

議案の内容は、歳入総額が1億7,252万4,000円に対して歳出総額が1億6,647万4,000円となっております。したがって、歳入歳出の差引残高は605万円となり、全額翌年度へ繰り越すこととなっております。

また、予算現額に対する収入済額は1,536万3,000円の減で、主なものは市町の負担金1,432万2,000円の減額であります。

また、予算現額に対する執行率は94.88%で、931万3,000円が不用額となっております。

以上、審議の結果、承認されたところであります。

なお、9月1日現在、全67名中、当町からの通園者は1名で、延べ15日間の利用がされております。その負担金の額は、人口割が42万1,000円、利用者割が80万2,000円の計122万3,000円となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（井野勝巳君） これで行政報告を終わります。

日程第5 議会改革推進に関する事務調査について

○議長（井野勝巳君） 日程第5、議会改革推進に関する事務調査についてを議題といたします。

議会改革推進委員長の報告を求めます。

河村正通君。

○議会改革推進委員長（河村正通君） それでは、議会改革推進委員会の報告をさせていただきます。

議会改革推進に関する事務調査について。

上記調査について、令和6年9月6日に委員会を開催し、調査を行ったので、会議規則第73条の規定により、次のとおり報告します。

1. 議会タブレット端末導入について。
2. 議会の動画配信について。

両方の議題を費用面、効果、課題など、他市町等を参考に研究を進めることを皆さんにお諮りして、了解を得ました。今後、研究を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上、報告を終わります。

○議長（井野勝巳君） 議会改革推進委員長の報告を終わります。

委員長の報告のとおり了承することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長報告のとおり了承することに決定をいたしました。

日程第 6 同意第 4 号

○議長（井野勝巳君） 日程第 6、同意第 4 号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、同意第 4 号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを御説明申し上げます。

現固定資産評価審査委員会委員の浅野雅大氏の任期が満了となりましたが、引き続き同氏を選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

浅野雅大氏の経歴につきましては、お手元に配付させていただいた経歴書のとおりで、固定資産評価委員は固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者としておりますので、経歴書に記載のとおり、大変税務に精通をしておられますので、まさに適任者であります。したがって、固定資産評価委員として浅野雅大氏を再任したいので、御同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては、令和7年2月15日から令和10年2月14日となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから同意第 4 号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第 4 号は同意することに決定をいたしました。

日程第 7 承認第 7 号

○議長（井野勝巳君） 日程第 7、承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度北方町一般会計補正予算（第 5 号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度北方町一般会計補正予算（第 5 号））であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ860万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億919万円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

その理由であります。第50回衆議院議員総選挙の執行に関して要するもろもろの経費860万6,000円であります。

議会の議決すべき事件について、令和6年度予算で特に緊急を要したため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかと認められますので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月10日、専決処分をいたしましたので、ここに報告し、承認を求めるものであります。

○議長（井野勝巳君） これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第7号を採決いたします。

本件はこれに承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は承認することに決定をいたしました。

日程第8 議案第47号から日程第21 協議第2号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第8、議案第47号から日程第21、協議第2号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は全部で14件であります。条例案6件、契約案1件、予算案5件、そのほか1件、協議が1件となっております。以下、議案番号に従って順次御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

最初に、議案第47号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

令和6年8月に出された人事院勧告に伴い、議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当の支給割合並びに職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給額等の改正を行うため、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第48号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

福祉医療費助成を対象とする子供の年齢の上限を18歳まで引き上げるため、本条例を制定しようとするもので、主な改正内容は、福祉医療費助成対象者の定義規定のうち、「乳幼児等」を「子ども」に改め、福祉医療費の助成対象とする子供の年齢の上限を18歳に達する日以降におけ

る最初の3月31日以前の者に引き上げるもので、施行期日を令和7年4月1日とするものであります。

続きまして、議案第49号 北方町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

町立保育所の民営化に伴い、町立北方南保育園を廃止するため、本条例を制定しようとするもので、その改正内容については、令和9年4月に民設民営の幼保連携型認定こども園として開園するに当たり、公私連携保育法人である真人舎が園舎の建て替えを行い、運営を行うため、令和7年3月末以降においては町立南保育園を廃止するので、条例の一部改正を行うものであります。

続きまして、議案第50号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、施設の重要事項の自動公衆送信について定めるほか、所要の改正を行う必要があるため、本条例を制定しようとするもので、主な改正内容につきましては、施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することとするほか、記録の交付媒体を技術的中立性が明らかな電磁的記録媒体に改め、文言の適正化を図るものであります。

続きまして、議案第51号、北方町墓地の設置に関する条例の全部を改正する条例制定についてであります。

墓地の使用に係る手続及び使用料等を改めることに伴い、必要な規定を整備するため、本条例を制定しようとするもので、主な改正内容といたしましては、使用者の利便向上を図るとともに、昨今の社会情勢と維持管理費を鑑み、墓地使用料を変更し、使用開始時のみの支払いに改めるものであります。

続きまして、議案第52号 北方町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令により、水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が緩和されたことにより、所要の改正を行うため、本条例を制定しようとするもので、主な改正内容は、布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件の改正であります。

続きまして、議案第53号 工事請負契約の締結についてであります。

（仮称）本巢消防署北方分署建設工事について、請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもので、工事の目的は、常備消防施設等整備計画、長期的計画に基づき、真正分署の機能を集約して新たに（仮称）本巢消防署北方分署を整備し、令和8年4月から供用開始するため、整備するものであります。

主な工事内容といたしましては、建築主体工事、外構工事（舗装、駐車場、消防活動空き地、植栽一式を含む）及び電気設備、機械設備一式であります。

契約の方法は、一般競争入札といたしました。契約の金額は、税込みで4億2,790万円であります。

契約の相手方は、岐阜県揖斐郡揖斐川町春日小宮神1158番地の1、加藤建設株式会社、代表取締役 森晃廣と契約を締結しようとするものであります。

続きまして、議案第54号 令和6年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについてであります。

今回の補正額は1億1,445万9,000円の増額補正で、補正後の予算総額は歳入歳出をそれぞれ84億2,364万9,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものといたします。

また、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものといたします。

主な歳出について申し上げます。

款2総務費では、企画費、ふるさと納税関係で300万円、基金積立金、ふるさと基金積立金600万円を計上いたしました。

款3民生費では、デイサービスセンター円苑のファンコイル制御器修繕費用として209万円、児童手当の増額分4,230万円を計上いたしました。

款4衛生費では、補助制度の早期導入の熱望に応え、带状疱疹予防接種委託料180万円を計上いたしました。

ほかに、公衆浴場設備改善対策事業費補助金10万円、新型コロナワクチン接種体制確保事業国庫補助金過年度返還金等で2,450万8,000円を計上いたしました。

款5労働費では、働く婦人の家、勤労青少年ホーム体育館のエアコン修繕費用として2,090万1,000円を計上いたしました。

ほかに、一般職給与、会計年度任用職員等の給与費等の人員の増減、給与等の増額における不足分として、全体で600万9,000円を計上いたしております。

続きまして、債務負担行為の補正の追加についてであります。

社会保障・税番号制度システム整備事業、障がい福祉システムガバメントクラウド接続設定業務委託事業、次に清流平和公園周辺等整備事業、ほかに（仮称）本巣消防署北方分署整備事業においては、いずれも年度当初より取りかかる必要があるため、事業期間を6年度から7年度までとして上程してお願いするものであります。

続きまして、議案第55号 令和6年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

今回の補正額は218万3,000円の増額補正で、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ19億5,437万1,000円とするものであります。

歳出は、職員給料等の増額分218万3,000円を計上いたしました。財源は、一般会計からの繰入金191万3,000円、繰越金27万円であります。

続きまして、議案第56号 令和6年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

今回の補正額は8万9,000円の増額補正で、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ3億1,459万9,000円とするものであります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金、保険料等の負担金で8万9,000円を計上いたしました。財源は、一般会計からの繰入金であります。

議案第57号 令和6年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

北方町上水道事業会計予算に定めた収益的収入の予定額1億9,154万円に雑収益4万円を増額して、予定額を1億9,158万円とし、収益的支出の予定額1億7,772万8,000円を、給料表の改定に伴う増額分として122万8,000円を増額し、1億7,895万6,000円とするものであります。

また、予算第8条に定めた経費、職員給与費を3,758万4,000円に105万8,000円を追加して3,864万2,000円に補正をいたします。

続きまして、議案第58号 令和6年度北方町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

北方町下水道事業会計予算に定めた収益的支出の予定額10億5,453万1,000円に、汚泥脱水機のナンバー2の故障に伴う修繕費用451万円、給料、手当等で23万2,000円、合わせて474万2,000円を追加して、収益的支出の予定額を10億5,927万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第59号 財産の無償譲渡及び無償貸付についてであります。

町立南保育園を廃止し、公私連携幼保連携型認定こども園を社会福祉法人が運営するに当たり、建物を無償で譲渡し、土地を無償貸与とするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

譲渡する財産につきましては、北方南保育園の建物で、附帯設備及び工作物、備品等一式であります。所在は岐阜県本巣郡北方町高屋勅使1丁目52番地、構造は鉄筋コンクリート造り2階建て、一部木造で、床面積が1,198.41平米であります。

貸与する財産は土地で、位置は岐阜県本巣郡北方町高屋勅使1丁目52番1、面積は3,460.65平米となっております。

譲渡及び貸付けの相手方は、岐阜県海津市海津町駒ヶ江東引田437番地2、社会福祉法人真人舎、理事長 川口孝臣であります。

貸付けの期間であります。令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間としておりますが、貸付けに係る使用貸借期間については協議により更新等を行うことができることとしております。

続きまして、協議第2号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止についてであります。

岐阜市ほか20市町との証明書の交付等に関する事項の相互の委託を廃止するため、この規約を定めようとするもので、その理由は、戸籍法の改正及び各種証明書のコンビニ交付サービスの普及による需要の減少により、令和6年度をもって広域相互発行サービスが終了することから、それに伴って現在の規約を廃止するものであります。

以上で提案説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、慎重審議の上、適切な御判断がいただけますようよろしくお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） それでは、提案理由の説明が終わりました。

これらの案件につきましては、本日はこれまでとし、休会中に議案審査を行うことにいたします。

○議長（井野勝巳君） お諮りをいたします。議案調査のため、明日12月4日から8日までの5日間を休会することとし、本日はこれで散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、明日12月4日から8日までの5日間を休会することとし、本日はこれで散会することに決定をいたしました。

第2日は、12月9日午前9時30分から本会議を開くことといたします。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さまでございました。

散会 午前10時11分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年12月3日

議 長 井 野 勝 己

署 名 議 員 杉 本 真由美

署 名 議 員 安 藤 哲 雄